

函都第 435 号
令和元年 12 月 10 日

株式会社トーエネック 御中

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の
経過措置における届出の提出について(再依頼)

日頃より函南町のまちづくり行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和元年 10 月 1 日より緑豊かな自然環境、眺望景観及び防災環境の保全と
再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、函南町自然環境等と再生可能エネ
ルギー発電事業との調和に関する条例が施行されました。

つきましては、本条例附則の経過措置による届出対象の事業者様には、令和元年 10
月 1 日付、函都第 206 号にて依頼文を送付させていただいているところですが、令和
元年 11 月 29 日現在、届出提出の確認がとれていません。対象事業者様におかれまし
ては、下記提出期限までに届出いただきますようお願いいたします。

なお、行き違いにより既にご送付されている際は、何卒ご容赦ください。また、不
明なことがありましたら、都市計画課までお問い合わせいただきますようお願いいた
します。

記

1 提出期限

令和元年 12 月 27 日(金)

以上

連絡先 函南町役場都市計画課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

TEL : 055-979-8117

Mail : toshikei@town.kannami.shizuoka.jp